

令和元年6月21日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K02174

研究課題名(和文) 芸能史的環境における映画とその影響に関する研究

研究課題名(英文) The research of movies among the Japanese entertainment business in the early 20th century

研究代表者

横田 洋 (YOKOTA, HIROSHI)

大阪大学・総合学術博物館・助教

研究者番号：50513115

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：20世紀初めに新しい興行物として登場した映画は既存の興行の環境にさまざまな変化をもたらした。本研究では主に警察の取り締まりを検証することによって、その変化の一端を明らかにした。従来興行場は制度的にも一定の地域に集中していたが、映画の登場によって必ずしも盛り場とはいえない市内各地に興行場が拡散していった。またこの時期、料金の安さから映画館に多くの子どもたちが集まり、問題視された。これらの事象は従来の芸能ではあまり意識されなかった問題であった。映画の登場が芸能の環境とその歴史に新たな局面をもたらしたものだと思われる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では警視庁による最初の映画検閲の事例を明らかにした。それを示した内規によると当時の警察が危機感を抱いたのは、検閲以上に、東京市内各所に映画館が進出していたことであった。従来の興行場は都市の中でそれぞれの役割を担ってすみ分けており、法的な制度も取り締まりもそれを前提にしていた。しかし、映画の登場が慣習的な制度を崩壊させ、新たな局面へと転換させていった。従来の研究では、制度的・社会的環境といった場合、検閲にかかわる議論や、浅草などの特定の興行地の変貌が議論されることが多かったが、既存の芸能環境と合わせて調査することによって、都市文化をめぐる大きな環境の変化を指摘する事が可能となった。

研究成果の概要(英文)：The movie, which appeared as a new entertainment business in the early 20th century, brought about changes in the existing entertainment environment. We mainly clarified these changes by examining police control at the time. Before that, entertainment venues have been concentrated in a certain area customly, but with the advent of movies, entertainment areas have spread throughout the city. At the same period, many children gathered in the cinema, because of low entrance fee, and it was regarded as a problem. These issues were unconscious in the traditional entertainment. The appearance of movies brought about a new phase in the history of entertainment environment.

研究分野：演劇学

キーワード：日本映画史 芸能史 日本演劇史

1. 研究開始当初の背景

映画の登場には文化史の地殻変動といってもよいほどのインパクトがあったことは多くの研究者によって共有されているが、従来の映画史ではそのインパクトは歴史の起点として語られ、地殻変動そのものを議論することはあまりなかった。一方、映画によって地殻変動を起こされた既存の芸能を研究対象にしていた芸能史研究では映画を扱うこと自体あまりなかった。決して映画が排除されているわけではなかったが、映画が芸能史研究の対象として扱われることはほとんどなかったのが実状である。本研究は周辺のさまざまな芸能とその興行的な環境を制度的な側面を中心に検証することで映画の登場がもたらしたその芸能環境の変化を実証的に明らかにすることを目的とした。

2. 研究の目的

近世以前の芸能研究では当然のように行われていた興行環境の制度的な研究は近代以降の芸能に対しては必ずしも総合的な見地から行われていないのが現状である。明治末期から大正初期以降、芸能興行の中心となったのが映画であることは明らかで、その映画の影響の増大を環境的、制度的な側面から検証することが本研究の目的であるが、演劇や見世物などの既存の芸能の環境がその時期にいかに変化したかを明らかにすることで、映画の登場という文化史的なインパクトをより鮮明に浮き彫りにすることができると考えた。それを通じて、映画や演劇といったジャンルに限らない近代芸能の興行環境の動向の実証的な検証、さらには都市文化全般に関わる制度的環境の変容を検証することが目的であった。

3. 研究の方法

明治末から大正時代にかけて、次々と登場した映画館は従来の枠組みでいえば、見世物小屋にあたる施設として認可されその興行が始まった。従来の見世物小屋は東京でいえば浅草公園六区のような興行街に集中していたが、映画館はそうした興行街以外の市内各地に次々誕生した。また映画館が増えると同時に劇場の数も増えていることが確認できた。映画の影響で劇場の数が減少するのではなく、増えていった。またこの時期、芸能に関わる税制度に変化が見られるが、これも映画の登場と無関係ではないと推測された。こうした現象の経緯と要因を特に警察などの当局の方針を中心に実証的に検証していった。

4. 研究成果

本研究の最大の成果は『警察行政要義』という書物の中に映画に関わる記述が多数あることを確認し、それを元に明治末期から大正初期の映画をめぐる環境を検証した点にある。

東京では大正6年(1917)に映画を単独で対象とした「活動写真興行取締規則」が制定されるが、その施行以前は見世物を対象とした「観物場取締規則」によって取り締まりが行われていた。映画の興行はさまざまな場所で行われたが、映画は見世物として扱われ、実際多くの場合、見世物小屋でその興行は行われた。特に映画常設館は見世物小屋として認可された興行場であった。ただし「観物場取締規則」は明治24年(1891)に施行されたもので、映画特有の事項についての記載はなかった。

しかし明治末以降、東京で急激に映画館の数が増え、観客の数も作品の数も他の興行物を圧倒して、存在感を増大させていく状況の下で、警察も映画を独立した興行物と認識し、映画特有の事項を取り締まりの対象するようになった。その中で警視庁は明治43年(1910)11月に正式な規則ではない警視庁の内規を設けて、映画の取り締まりを行ったとされている。従来の研究では、牧野守やアーロン・ジェローなどがこの内規に言及しているが、「六カ条の内訓」と呼ばれる新聞で紹介された検閲の基準について紹介するに留まっていた。

『警察行政要義』の著者の小浜松次郎は明治から大正期の内務官僚の一人であるが、明治40年(1907)から45年(1912)まで警視庁第二部の部長を務めていた人物である。警視庁第二部は大正二年に保安部と改称されるが、営業や風俗、交通などの取り締まりを行った警視庁内の行政部門である。演劇をはじめとするさまざまな芸能の取り締まりを担当し、映画の取り締まりも第二部が行っていた。

『警察行政要義』は明治42年(1909)12月に初版が発行された後、明治44年(1911)10月に『増訂 警察行政要義』という増訂版が出版されている。基本的には同内容だが、映画に関する記載は大幅に改訂されている。初版のものには明治42年(1909)8月の内規と推測される内容が掲載されており、増訂版には明治43年11月の内規と推測される内容が掲載されている。この二つの警視庁の内規には従来の研究で「六カ条の内訓」と呼ばれていた内容も含まれていたが、それ以外にも映画の取り締まりにかかわるさまざまな事項が記されていた。これらを検証することで映画の登場を当局がどのように捉えていたかを探り、さらには興行的環境に

いかなる影響を与えたかを明らかにした。

明治42年8月の内規で特に問題としているのは、仮設観物場での映画興行であった。元々、「観物場取締規則」では常設の観物場は浅草公園六区以外では特別な許可がない限りその建設が認められていなかったが、期間を60日に限ることで常設より建築基準の緩い仮設観物場での興行や、劇場や寄席観物場でない場所での観物興行が認められていた。期間が制限されていたが、その期間を終えても新たに仮設観物場として許可を得ることで、繰返し興行を行い、実質常設と変わらない興行が行われるようになっていた。このような規則の抜け道は以前から利用されていたと思われるが、映画の場合はその規模が桁違いであった。『警視庁統計書』を参照すると明治40年と42年を比較すると年間の仮設観物場の箇所数は140から359と倍以上増えており、仮設観物場の入場者数は約55万人から約220万人と4倍ほど増大している。この増大した数字はほぼ映画によるものとみてよいだろう。警察はここに危機感を抱き、仮設観物場を制限する方針をとった。

しかし、警察の方針に反して実状は大きく変わらなかったようで、改めて明治43年11月に新たな内規が設けこの問題について一定の解決をはかったようである。浅草公園六区以外では特別な許可がなければ常設の観物場は建設できなかったが、新しい内規において、浅草公園六区以外の市内14箇所に映画の常設館を正式に認める代わりに、それ以外の映画興行のための仮設観物場を閉鎖し、「活動写真ノ仮設興行場ハ容易ニ其ノ新設ヲ許可セサルコト」と定めたのである。見世物小屋は基本的には浅草公園六区に限っていた従来の方針からの大転換であったと考えられる。つまり警察が追認するしかないほど芸能の興行環境に大きな変化が起こったのだということもできるだろう。

また従来の研究で「六力条の内訓」と呼ばれたいわゆる映画検閲基準についても改めて検証を行った。六項目ある映画の検閲基準だが、その内容を詳細に検証すると、多くの表現が既存の取締規則、具体的には「演劇取締規則」(1900)と「寄席取締規則」(1900)に見られるものであった。最初の映画検閲基準と呼ばれていたが、多くの取り締まり基準は既存の芸能との延長線上にあったということも判明した。

ただし、六項目の基準のうちこの内規で初めて用いられた表現などを検証していくと、映画が児童青年に与える影響を重視している点、中でも児童青年に与える性風俗的影響を懸念している点が大きな特徴であると理解できる。当時の映画館は10代後半の青少年だけでなく、10歳前後の子どもたちが子どもたちだけで集まる場として、警戒されていたこともわかってきた。そうした児童青年に対する悪影響が特に問題視されていたことが理解できる。従来は伝統的に興行する側もそれを取り締まる側も観客としていわゆる子どもの存在はあまり意識されていなかった。

しかし、映画は料金の安さから10代以下の子どもだけでも入場が可能で、若年層の観客が急増した。興行する側もその興味を意識し、取り締まりも子どもへの影響を重視するといった状況になった。この点については近代的な国民国家形成における教育制度の重要性が認識された中で前景化されてきた問題であるともいえよう。警察官僚である小浜松次郎が映画を取り締まるだけでなく、「社会教育ノ補助機関」として積極的に活用すべきだと述べていることからそれは理解できる。おそらく芸能に限らない文化や社会風俗全般における子どもに与える影響が意識される大きな契機ともなったのではないだろうか。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

横田洋、明治期の映画取り締まり、演劇学論叢、査読無、17号、2018、pp.44-66

〔学会発表〕(計 3 件)

横田洋、永田靖、「記憶の上演-博物館資料を活用する演劇上演の考え方と実践」、近現代演劇研究会、2017

横田洋、明治後半の浅草公園における助成芸能、日本演劇学会、2016

横田洋、明治期の警視庁の芸能取り締まり方針からみる都市の変貌、日本演劇学会、2015

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。